

## 佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける県内の中小企業・小規模企業の資金繰りの円滑化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象資金、対象者、補助率及び対象保証料)

第2条 補助金の交付に係る対象資金、対象者、補助率及び対象保証料は、次の表のとおりとする。

対象資金	対象者	補助率	対象保証料
新型コロナウイルス感染症対応資金	対象資金の融資に伴い、佐賀県信用保証協会に対して信用保証料を支払った者	年0.525パーセントを限度とする。	対象資金の融資に伴い支払った信用保証料

2 前項の対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 第1項の対象保証料については、国若しくは地方公共団体等から信用保証料に対して直接助成を受けた又は受けることとなるものを除き、条件変更に伴い生じる追加保証料及び延滞保証料（以下「追加保証料等」という。）を含まない。

(交付申請及び実績報告)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）1部を知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、原則として、上期分（1月から6月までの期間をいう。）にあっては、その年の7月31日までとし、下期分（7月から12月までの期間をいう。）にあっては、翌年の1月31日までとする。

(交付決定及び額の確定)

第4条 知事は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を事業者に通知するものとする。

2 前条の交付申請書兼実績報告書が到着してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、規則及びこの要綱の規定に従うこととする。

(交付決定の取消し等)

第6条 知事は、対象事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(請求)

第7条 対象事業者は、交付決定及び額の確定があったときは、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金交付請求書（様式第2号）（以下「交付請求書」という。）に返戻保証料の受領に関する承諾書（佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金）（様式第3号）（以下「承諾書」という。）を添えて1部を知事に提出しなければならない。

(支払)

第8条 知事は、前条の規定により交付請求書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、補助金を対象事業者に支払うものとする。

(返戻保証料の取扱い)

第9条 対象事業者が補助金の交付を受けた後、当該融資に関して佐賀県信用保証協会から信用

保証料の返戻を受けることとなったときは、第7条に規定する承諾書に基づき、対象事業者に返戻すべき保証料を県が受領するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所（法人にあつては所在地）

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号（ — — ）

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金交付申請書  
兼実績報告書

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金交付要綱の規定により申請します。

記

交付申請額 金 円

※申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

**【個人情報の取扱に関するご案内】**

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

(裏面)

誓

約

当社（私）は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号（ — — ）

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金交付請求書

年 月 日付け産 政 第 号で確定通知があつた佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

振込金融機関名 及び支店名	_____（金融機関コード【4桁】： _____） _____（支店コード【3桁】： _____）		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 _____ 】		

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号（ — — ）

返戻保証料の受領に関する承諾書（佐賀県新型コロナウイルス感染症  
対応資金信用保証料補給費補助金）

私は、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金（以下「本補助金」という。）の請求に当たり、今後、本補助金に係る返戻保証料が発生した場合には、佐賀県が当該返戻保証料を受領することを承諾します。

**【個人情報の取扱に関するご案内】**

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料補給費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。